

東大寺大勸進円照の歴史的位置

小原嘉記

【要約】 本稿では東大寺大勸進円照の分析を通じて、大勸進と造営料国を取り巻く状況の変容を明らかにした。大勸進円照が登場する歴史的前提には、別当定親による造営料国の知行という事態があった。これにより寺僧等は造営料国の富に注目し始めていく。そうした中で大勸進に就任した円照は、〈造営料国の収益≡造営料〉という原則を転換し、正税等を恒常的に修造用途に充当する体制を作ったほか、さらにそれを寺家用途・寺僧得分にも振り分ける流れを基礎付けた。しかし、円照のこうした人法に対する視線は別当定親との有縁関係に規定される側面を有していた。つまり、円照の画期性は定親との有縁関係という特有の条件から現れたといえるのである。造営料国の富が寺内に還元されていく動きは十三世紀後半には定着した。だが、それによりかえって寺内には深刻な対立が醸成されていた。「関東止住名譽僧」の大勸進はそのような問題の反動から要請された存在なのである。

史林 九三巻五号 二〇一〇年九月

はじめに

中世東大寺の造営活動や寺院知行国（造営料国）の展開を考える上で、東大寺大勸進の問題を考究することは重要な課題の一つである。東大寺大勸進とは、平家の南都焼き討ちで壊滅した東大寺の堂塔再建を統括した者のことで、それに任じられたのは聖や禅律僧といった遁世の勸進僧であった。彼等は基本的に東大寺の外部者でありながらも、造営に関わる

莫大な富(利権)の管理・運用を一任された存在であり、その点にこそ鎌倉期の大勧進をめぐる矛盾が存在していたと考えられる。

ところが、鎌倉期の大勧進については、史料的な制約もあって、こうした観点を具体的に筋立てて深めていくような分析は殆どなされておらず^①、永村眞氏による総論的な研究が今なお唯一の成果といえる。永村氏の議論は、基本的に造営を遂行する大勧進とその受益者である寺僧集団の対立という構図で鎌倉期の状況を捉えたもので、その一応の帰結として南北朝初期の戒壇院による大勧進職の世襲があったと評価する。例えば、氏は鎌倉期の大勧進を、A 栄西・行勇とその門弟、B 東大寺院(戒壇院・新禅院)の禅律僧、C 「関東止住」の律僧、D 「住京黒衣」の禅律僧、E その他の五群に分類した上で、各群が交互に現れることを、試行錯誤の中で大勧進職に要求される条件が次第に明確化する過程であったと説明する。つまり、鎌倉期は大勧進の確定した性格・位置付けが模索され続けた時代であったというのである。

ただ、こうした見方については次の点で問題を残している。まず一つは、大勧進と寺僧集団の対立という単純化した構図である。寺僧集団は大勧進と対立することもあれば、逆に提携・癒着することもあり^②、その一方だけに重心を置いてみたのでは対立・癒着の位相を構造的に捉えることはできなくなる。また、このような固定的な図式からは大勧進の性格が変容していく過程を動態的に捉えることも困難となる。大勧進とそれを取り巻く状況を有機的に考察して、その推移を歴史的に跡付けていくことが必要である。

もう一つは、造営料国と寺家・寺僧との関係についてである。造営料国の収益は本来寺内財政には組み込まれておらず、その分配は大勧進の専権事項であった。ところが、鎌倉末期になると物寺が正税の運用に介入するなど、寺内財源化(≡非造営料物化)の方向へと進むのである。鎌倉期の大勧進を過渡的なものと位置付けたり、寺僧集団との対立という図式のみで捉えたりするのは、こうした造営料国と寺家・寺僧との関係が深化していくことの契機や過程が不明確になってしまっただろう^③。造営料国の富をめぐる問題は、対寺家・寺僧との関係において、鎌倉期の大勧進が抱えていた構造的な矛

盾であり、その動向をしつかりと押さえていかなければならない。

以上の点を踏まえ、本稿では鎌倉期における東大寺大勸進の変容過程を明確にするとともに、本来造営料国に不関与であった寺家・寺僧がそこに介入するようになる契機の解明を課題としたい。具体的な考察にあたっては、特に円照の存在に注目してみたいと思う。周知の通り戒壇院の再興開山である円照は、旧専寺僧として初めて大勸進に就いた人物で、その東大寺との由緒の深さから、円照期には大勸進と寺僧集団の距離が大幅に縮まり、両者の関係において何らかの画期になつていたことが容易に予想されるからである。

ただし、そのような予測が立つにも拘わらず、大勸進円照については、直接的な史料が断片的なこともあつて、具体的な分析は意外に少ない^⑥。そこで本稿では考察の対象をやや広めにとつて、以下の三点について作業を進めることにしたい。

I 円照が登場する前提をその前史の中に探る。

II 造営料国の収益に対する円照の施策とその性格を明らかにする。

III 円照所縁の人々の動きの中から帰納的に彼の行動原理を捉えていく。

以上の点を通じて円照期の歴史的位置を明らかにし、さらにそこからの一連の流れとして鎌倉後期への展望を試みることに、先に述べた課題への回答を示したいと思う。なお、鎌倉中期以降の東大寺造営料国は周防・肥前の二ヶ国があつたが、特に重視され、東大寺との関係性が深化するのは前者であつた。本稿でも造営料国に関して述べる際は主に周防国を念頭においていることを予め断つておく。

① 近年、重源期を中心とした大勸進の再検討が進んでいる。主なものは、上横手雅敏「東大寺復興と政治的背景」(『権力と仏教の中世史』法蔵館、二〇〇九年)、横内裕人「南都と密教」・「重源の勸進と開発」・「東大寺の再生と重源の勸進」(『日本中世の仏教と東アジア』稿書房、二〇〇八年)、拙稿「鎌倉前期の東大寺再建と周防国」(『南都

仏教』九一号、二〇〇八年)、同「重源遺産」その後」(『日本史研究』五六六号、二〇〇九年)などである。しかし、大勸進の研究という面では部分的な域を出ない。

② 永村「東大寺大勸進職の機能と性格」(『中世東大寺の組織と経営』稿書房、一九八九年)。

③ 例えば大勸進心源は衆徒等と極めて良好な関係にあった(文保三年二月)東大寺衆徒等起請、東大寺文書三一三—二九。また、聖然・円乗も寺僧との結託がみられる。

④ 正慶二年四月二十六日東大寺惣寺借錢状案(東大寺文書、鎌倉遺文三三二—〇八号)。

⑤ 同じく、鎌倉後期の大勸進の負の側面(私利私欲や権力との癒着)を禅律僧の墮落という一般論で説明するのは、寺家・寺僧との関係といった重要なファクターが抜け落ちてしまい、大勸進の存在形態の

推移を適切に捉えることができなくなると思う。

⑥ むろん、大勸進を主題にしないものならば多くの研究が存在している。近年の成果としては、追塩千尋「円照の勸進活動と浄土教・密教」(北海学園大学大学院文学研究科「年報新人文学」四号、二〇〇七年)がある。

⑦ この点は東大寺との関係が江戸時代まで存続する結果からしても明らかだろう。近代までの通史については、三坂圭治「周防国府の研究」(積文館、一九三三年)参照。

一 円照以前——建仁寺禅僧による大勸進の相承——

重源没後の東大寺大勸進は、表1にあるようにほぼ半世紀にわたって栄西・行勇とその門弟の建仁寺禅僧^①によって相承されていた(隆禪・定親については後述)。それ故に円照の大勸進就任はそうした補任慣行を大きく打ち破る出来事だったわけである。では、そのようにして円照が登場してくる背景には一体どのような経緯が存在したのだろうか。恐らくそこには大勸進の性格の変容といった問題も絡んできていると思われる。それらの点を明らかにするためにも、まずは円照に至るまでの大勸進の性質や存在形態の推移を跡付けておく必要がある^②。

栄西以下の建仁寺禅僧は持律を重んじながら禅密兼修を行っており、顕密寺院社会の交衆とは一線を画す遁世僧的な存在形態にあった。そうしたあり方は鎌倉中期以降に大勸進として現れる円照などの禅律僧にも近似するもので、大まかにいうと栄西以降の大勸進は禅律僧といった共通の枠組みで捉えることが可能である^③。

ただし、当該期の大勸進をそうした禅律僧や、あるいは建仁寺禅僧といった共通項で括って評価するのみでは、かえって重要な問題を見逃してしまう恐れがある。というのは、同じく禅律僧に含められるにしても、建仁寺禅僧と円照以降の禅律僧の大勸進とは大きく異なる点が見出されるし、また建仁寺禅僧についても全員を一括りにして性格付けするには

表1 「周防国史務代々過現名帳」にみえる13世紀の「国司造東大寺」

国司造東大寺	分類	在任期間	備考
重源	E	養和元年(1181) — 建永元年(1206)	
栄西	A	建永元年(1206) — 建保3年(1215)	建仁寺開山
行勇	A	建保3年(1215) — 仁治2年(1241)	建仁寺住持
円琳	A	仁治年中 — 寛元4年(1246)	建仁寺住持
【隆禪】			金剛三昧院住持
【定親】			東大寺別当
慶鑿	A	建長元年(1249) —	建仁寺住持
円審	A	建長3年(1251) —	建仁寺長老
了心	A	建長7年(1256) — 正嘉元年(1257)	建仁寺住持
円照	B	正嘉元年(1257) — 一文永8年(1271)	戒壇院再興開山
円爾	E	文永8年(1271) — 建治3年(1277)	東福寺開山
聖守	B	建治3年(1277) — 弘安5年(1282)	新禪院開山
聖然	B	弘安5年(1282) — 正応2年(1289)	新禪院住持
円乗	D	正応2年(1289) —	栖霞寺長老
忍性	C	永仁元年(1293) — 永仁6年(1298)	極楽寺長老
心恵	C	永仁6年(1298) — 嘉元4年(1305)	覚園寺長老

重源・栄西は「国司造東大寺」の表部分にはないが、補入した。
 分類は「はじめに」で述べた永村氏のものを用いた（ただし円爾・円乗は改めた）。
 隆禪・定親は大勸進ではないので【 】に入れた。
 在任期間は他の史料の情報も加味して判断した。

困難な側面が存在するからである。以下、その具体相をみることを通じて、大勸進のあり方の変容を捕捉していきたい。
 歴代大勸進の中で建仁寺禅僧にだけみられる特徴に、僧綱位の所持という点が挙げられる。一般に僧位僧官は顕密寺院
 社会の交衆を秩序付けるものであり、そうしたしがらみから離れ、国家的（公的）仏事の公請に預かることのなかった聖
 や禅律僧にとっては、それは無用のものであった。当然そのことは遁世僧であった栄西にも当てはまるはずだが、しかし

彼とその門下僧は僧綱位を有するという特異な存在形態
 にあったのである。^⑤このことは重源や円照以降の大勸進
 とは大きく異なる特質といわなければならない。
 表2は史料にみえる建仁寺禅僧の大勸進の呼称を摘記
 したものである。不明な点の多い円審を除くと、官位に
 高下はあるものの、彼等が一樣に僧位僧官を有していた
 ことが確認できる。このうち栄西の権僧正は異例として
 も、栄西・行勇・了心は法印にまで昇叙しており、これ
 らの叙任が成功の類であったとは考え難い。また、仏師
 の叙位のごとく造功の賞とみるのも、重源・文覚・鏝阿
 等のケースに照らすならば、やはり無理がある。結局、
 栄西をはじめとする建仁寺禅僧の叙任は通常のルートと
 は別のところだなされていたと考えられるのである。^⑥具
 体的には大師号問題に端的なように、王権への接近とい
 う栄西の志向性が大きく作用していたと思われる。この

表2 建仁寺禅僧の大勸進の呼称

榮西	(阿闍梨伝燈大法師位) 葉上々人御房 葉上律師御坊 榮西法印 權僧正法印大和尚位榮西
行勇	(法橋上人位行勇) 莊嚴房律師御房 行勇僧都禪房 莊嚴房法印御房
円琳	(一乘房阿闍梨) 東大寺大勸進円琳法眼
慶鑿	御目代法眼御房 玄琳房法眼御房
円審	東大寺勸進聖人円審
了心	(般若房律師) 了心法印

() は大勸進就任以前のもの。
 出典 「東大寺大勸進文書集」・「興禪護国論」
 「周防国吏務代々過現名帳」
 「東大寺文書」・「吾妻鏡」

寺大勸進はそうした王権とのコネクションの始点に位置していたといえるのである。しかも大勸進ポスト自体、重源没後にはいったん消滅していたと思われ^⑧、その再置には榮西の強い働きかけがあったと想定される。そうした点で榮西の大勸進就任には極めて高い政治性が関わっていたとみななければならないのである。榮西のこのような志向性がこの時期の大勸進のあり方を大きく規定する要素になっていたといえるだろう。

一方、行勇も大勸進に就任してすぐに権律師に任じられた^⑨。その後、暫くは官位に変化はなかったものの、講堂造営の本格化と合わせて僧都・法印へと昇っており、法勝寺九重塔の修造を奉行した点でも、榮西と重なるところは多い。行勇は後高倉上皇皇子の尊性法親王と親しい繋がり^⑩が確認でき、彼を通じて王家とのパイプが保持されていたものと思われる。しかし、その門弟の代になると様相は少し異なってくる。慶鑿・了心は大勸進就任以前より法眼・律師であったし、大勸進には就いていない榮西資の榮朝(上野長楽寺開山)も権律師になっていたことが知られる^⑪。彼等が榮西や行勇のように王権と直接的なコネクションを保っていた様子は窺えず、その叙任には師僧との関係が大きく影響していたと考えられる。すなわち、禅密兼修の榮西・行勇の門弟が師僧に倣って密教僧として僧綱位を得るというルートが、榮西・行勇によって

点は大勸進の問題とも密接に関わってこよう。

例えば榮西は大勸進になって程なく権律師に任じられたと思われ^⑦、その就任が任官の契機になっていた可能性がある。特に彼は七十歳近くになってからの任官であり、その後の昇進も急激である。承元三年(一一〇八)に「国王の氏寺」法勝寺の九重塔造営を担当したことも考ええあわせると、榮西はかなり積極的に王権に接触していき、僧綱位や法勝寺造塔奉行のポストなどを得ていたとみることができよう。東大

作られていたとみられるのである。

こうした師僧に倣うといった形式の踏襲性は、単に僧綱位だけの問題ではなく、榮西・行勇の門弟が大勸進を占有することの状況説明としても通用するだろう。恐らく榮西・行勇の二代を通じて建仁寺禅僧が大勸進になることが既成事実化し、その相承が慣例として定着したのだと思われる^⑫。ただ、このように大勸進の人的供給源が限定されることは、論理的には、個々の僧侶の勸進能力や資質が相対的に問題とされないまま、慣例的な補任が行われることを必然化させていくであろう。いうなれば、重源や榮西・行勇とは対照的に大勸進の没個性化が進むということである。

こうした大勸進の没個性化という点を象徴的に示すのが任限の問題であると思う。以前に論じたように、当初の東大寺大勸進は重源一代限りのものと認識されており、そのポストは重源の人格と密接不可分の関係にあった。それ故に彼はかなり高齢に達しても辞することなく終身その任から離れられなかったのである。これと同じようなことは、榮西・行勇についても当てはまる。つまり、この両者も没するまで大勸進のままであったのである。このように初期三代の大勸進はあたかも終身官のごとき様相を示しているのであるが、その意味するところについては造営事業との関係から捉えなければならぬ。

被_レ 繪旨_一 備、東大寺勸進所申周防国新立庄保事、富海・大前新庄・大野本郡・吉敷本郡・上得地・東荷已上六箇所、東大寺造営之間、所_レ 被_レ 返_レ 付国衙也、深_レ 無式之御願、有_レ 依_レ 請之 勅許、七重宝塔・三面僧房・大講堂已下所々、相_レ 勵土木之忠勤、宜_レ 終_レ 早速之殊功者、繪旨如此、悉_レ 之、以状、

貞永元年七月三日

中宮大進在判

行勇権僧都禅房^⑬

寛喜三年(一一三三)三月、周防国が造営料国として東大寺に寄せられた。国務であった行勇は早速に新立庄保の顛倒を朝廷に求め、それを認可したのがこの後堀河天皇繪旨である。ここでは六ヶ所の新立庄保につき「東大寺造営之間、所

「被_レ返_レ付国衛_二也」とみえるが、この時に同じく国衛に付けられた北白河院領末武領でも「但造畢之後者、如_レ元可_レ為_三御領_二」といわれており、これらの所領が造営期間に限って国衛に返付される約束であったことが分かる。新立荘保の顛倒が有限措置になつている点に注意する必要がある。

このことが示すのは、西塔・三面僧房・講堂等の伽藍中枢施設が完成さえすれば、周防国は造営料国でなくなるといふ単純な事実である。造国が造営堂舎の完成をもつて収公されるのは当時の一般的なあり方である。そうなるに造営のために国衛に付けられた新立荘保も顛倒の理由はなくなつてしまひ、本主に返すのが筋ということになる。顛倒措置の有限規定は、このように造営料国が有期的であつたことと表裏の関係にある。

そして重要なのは、この有期的という性質がそのまま大勸進にも結び付くものだといえる点である。そもそも大勸進は東大寺再建が果たされればその役目を終えるのであり、代々続くようなものとして設置されていたとは考え難い。本来的には一人の大勸進の手による早急な完遂が期待されており、交替_{||}見任の死などは予期せぬイレギュラーな事態だつたはずである。重源や栄西・行勇が結果的に終身官のごとくみえるのは、造営事業の思わぬ長期化で大勸進に留まらざるを得なかつたことが大きいのである。ただ、そのように造営が長引く中でも大勸進の改替ということは全く問題として浮上してこなかつた。これは彼等の手腕に対する人々の期待がなおも高かつたことを示しているだろう。重源から行勇までは個々の勸進能力が第一に重視されており、その分だけそれぞれの個性や志向性が大勸進のあり方に反映しやすかつたとなし得るのである。

ところが、行勇の後になるとそうした点に変化が生じる。行勇の後任である円琳は後述の通り存命中に大勸進職を解かれてゐるし、十三世紀後半には円照・円爾・聖守・聖然・円乘・忍性の例のごとく没年以前に職を去ることが既に常態化してゐるのである。了心のように在任中に死去した例もあるとはいへ、大勸進の交替が見任の死に限定されるようなことは基本的になくなつていたとみてよい。これは目下の造営活動が下火になることも関係しているかもしれないが、勸進

僧の造営手腕に重きを置くかつてのような大勸進の任用が空洞化しつつあった状況を示しているといえるだろう。そのことが大勸進の没個性化と表裏の事象であることはいうまでもないと思う。

実際、円琳期にはそうした状況を示唆するような大勸進の変則的なあり方を抽出することができる。

a 東大寺勸進職円琳・隆禪相互不和間、被_レ下_二遣行官、被_レ檢封庫藏、去夜被_レ下_二院宣、(『民経記』寛元四年四月七日条)

b 東大寺大勸進円琳并門弟運教造寺用途事、猶可_レ尋定濟僧都由、被_レ下_二院宣、大府卿奉書、(同四月十五日条)

c 東大寺勸進職未_レ定間、両国司被_レ仰付定親法務之由、院宣到来、大藏卿奉書、(同五月二十一日条)

これは寛元四年(一二四六)に造東大寺長官であった勘解小路経光の日記の記事である。ここから円琳が存命にも拘わらず大勸進を退いたのは、隆禪との対立に原因があったことが知られる。隆禪については、「花宮山阿弥陀寺開基代々国司職」に「依_レ為_二一乗坊弟子、被_レ護_二国司職」^(補之)とある点とcのごとき結果から判断すると、一乗坊Ⅱ円琳の後任であった

のではなく、彼に代わって周防国の知行を担当していたとみるのが適当である。隆禪がいつから周防国に関与し始めたのかは不明であるが、いずれにしても非建仁寺禅僧の彼を歴代大勸進に数えるのは誤りとしなければならぬ。^⑬

そうすると、円琳期には大勸進でない者が造営料国の知行するというこれまでにない形態が出現したことになるが、どうもこうした特異な体制は円琳の就任当初より存在していた可能性がある。

東大寺大勸進円琳法眼申周防国務事

右、任_二重源上人并葉上僧正・行勇法印三代之例、可_レ致_二沙汰之状、依_二鎌倉殿仰、下知如_レ件、

寛元々々年五月十二日

左近将監平在判^⑭

大勸進がその任初にあたり、造営料国の国務を保障する関東下知状などの文書を幕府から引き出すことは、鎌倉中期には慣例となっていた。この下知状も円琳の就任によって申し下されたものである。ただ、ここで注意したいのは対象が周防国のみで、肥前国が入っていない点である。幕府がこの種の文書を周防と肥前とで別々に作成していた可能性は低く、^⑮

円琳は当初より造営料国のうち周防国のみを知行していた蓋然性が高いのである。

では、肥前国はどうなっていたのだろうか。以上にみてきた経緯から解釈するならば、隆禪が管轄していたとみるのが可能ではなからうか。鎮西には隆禪が長老であつた高野山金剛三昧院の筑前国粥田荘があり、^② 両所を一括的に知行したならば、所領経営や年貢運送の面で利便性があつたと考えられる。また、円琳がその後、周防国を隆禪に委ねたのも、彼が既に造営料国の知行に関与していたことが前提としてあり、その上で貢納業務の効率化を企図して知行主体の一元化が行われたとみるのが理解しやすいだろう。いずれにしても、円琳期には大勧進が一元的に両国を管領する原則が破られ、分掌的な知行体制が採られていたものと推察されるのである。

このような変則的な知行体制は、恐らく円琳・隆禪が案出したというよりも、行勇の構想に従っていた可能性が高いだろう。すなわち、行勇は大勧進に付随する權益を榮西資の円琳と行勇資の隆禪で分け合うように予め定め置いていたと思われるのである。建仁寺禪僧が大勧進を相承するという原則は守りつつも、その權益の一部を非建仁寺禪僧の門弟にも分け与えるようにすることで、無用な相続争いが起こるのを抑止するという意図があつたのだと考えられる。^③ ここに大勧進相承の問題が既得權益を保持・分配する手段へと矮小化していた様相をみてとることが可能だと思う。こうした榮西・行勇門下による大勧進利権の相伝化^④ 占有化という趨勢が、これまででみてきたような大勧進の変質^⑤ 没個性化として現象することになったのだと捉えられるだろう。

ところで、隆禪とともに定親も大勧進でなかつたことは、cより明らかである。定親は大勧進未補の間、東大寺別当として両国を預かつていたに過ぎず、彼が大勧進に就いた事実は存在しないのである。とはいえ、ここで一時的にはあれ、寺家政所が造営料国の収益を直接的に管轄する体制ができたことは、以後の大勧進の展開をみる上でも少なからぬ意味を有していたと考えられる。

鎌倉前期の東大寺では、堂塔再建などの造営事業は大勧進（勧進所）が行う一方、既存の堂舎や築垣等の修理・修築・

メンテナンスといった日常的な修造は寺家政所が担う体制になっていた。そのため定親による両国の知行は、造営と修造の指揮権が一元化したことを意味し、それによって造営料国の貢納物¹¹造営用途を修造の方にも充当することが可能になったと思われる。実際、十三世紀後半には勸進所の活動が伽藍の造営から寺内所々の修造の方に重心を移していく。その端緒は別当定親の国務という特殊事情に求めるのが状況としては妥当といえるだろう。

そして、このように大勸進を介さずに造営料国の収益を直接寺内に吸い上げ、造営以外の用途にも融通し得る体制が現れたことは、その財源としての意義を改めて寺内諸衆に喚起させることになったろう。いうなれば、別当定親の国務という異例の事態が造営料国と寺家・寺僧との関係を深めていく契機になったと想定されるのである。

もちろん定親の国務は一時的な措置であり、建長元年(一二四九)には慶鑿が大勸進となった。建仁寺禅僧による大勸進の相承という守旧的な慣行の強固さが窺われるが、しかしこれによって単に元の状態に戻ったとみるのは適切ではない。早くも建長三年には東大寺衆徒が大勸進円審の停廃を朝廷に訴えているからである。ここでは「改¹²不当円審、勸進職為¹³寺能治昌慶・西幸之間、欲¹⁴被¹⁵撰¹⁶補之¹⁷」のように具体的な僧名を挙げて大勸進交替を迫っている。昌慶・西幸が建仁寺とは無関係である点と、寺僧側に都合のいい人材を推挙している点がこれまでになかった全く新しい状況である。このような衆徒の動きが出てくる背景として、造営料国の収益を直接的に寺内に還元できた別当定親による国務があった事實はやはり重い意味をもっていたとみるべきだろう。

この時の円審の改替は実現しなかったものの、建長七年には大勸進は了心に交替した。そして、彼が栄西・行勇門下で最後の大勸進となった人物である。了心は栄西以来の黄竜派の宗風を兼修禅から純粹禅の方へと改めており、それにより顕密仏教的な体制秩序とも距離を置くようになったと推察される。建仁寺禅僧が大勸進から離れる背景の一つには、恐らくそうしたことの影響もあったのだろう。了心が正嘉元年(一二五七)七月二十七日に没し、その二ヶ月後には「東大寺勸進実相申¹⁸頌状¹⁹之間、宣下了由申²⁰之²¹」とあるように、実相房²²円照が大勸進に補任されたのである(『経後卿記』同年八

月七日・九月三十日条)。

ここで注意すべきは、円照がこのタイミングで登場することの意味である。これには必ずしも偶然とばかりはいえない側面があったと思われる。というのは、円照の就任は定親の国務や円審改替問題といった一連の流れに位置付けて考えることができる事柄だからである。つまり、別当定親による造営料国の知行を経験して以降、その財源としての意義に注目し始めた東大寺側の主体的な動きが、旧専寺僧である円照のような存在を引き出すことを必然化させたといえるのである。鎌倉前期の東大寺大勧進は建仁寺禅僧の占有によって没個性的な利権対象へと変質していき、その積極的な存在意義は薄れていた。そうした中で、定親の国務を一つの契機として東大寺側がそれを位置付け直そうと動いた結果が、円照の補任という結果に帰着したわけである。それ故に、造営料国の富をめぐる問題は、大勧進円照にとつて必然的な課題として存在することになったといえるのである。

- ① 建仁寺禅僧(黄竜派)の大勧進については、葉貫磨哉「平安仏教と黄竜派の発展」(『中世禅林成立史の研究』吉川弘文館、一九九三年)に概略的に述べられているが、基本的には「周防国吏務代々過現名帳」(『山口県史』史料編中世上)の記載の域を出るものではない。
- ② 近年、「東大寺大勧進文書集」やその祖本である千載家旧蔵文書が紹介されたことにより、栄西・行勇期の具体相の解明が進みつつある。主なものとしては、横内裕人「新出千載家文書にみる造東大寺大勧進と鎌倉幕府」(前掲著書取載)、吉川聡・遠藤基郎・小原嘉記「東大寺大勧進文書集」の研究(『南都仏教』九一号、二〇〇八年)、畠山聡「鎌倉初期の造東大寺大勧進と周防国の経営」(鎌倉道文研究)二四号、二〇〇九年)がある。しかし、円照にいたるまでの過程はいまだ不鮮明なままである。
- ③ 永村眞「東大寺大勧進職の機能と性格」(前掲)。
- ④ 船岡誠「栄西における兼修禅の性格」(高木豊・小松那彰編「鎌倉
- ⑤ 仏教の諸相」吉川弘文館、一九九九年)、追塩千尋「勧進聖としての栄西」(北海学園大学文学研究科『年報新人文学』二二号、二〇〇五年)。
- ⑥ この点は、東福寺禅僧が当初より「永可絶綱位・公請之希望」(建長二年十一月日九条道家惣処分状、九条家文書「鎌倉道文」七二五〇号)と規定されていたことと比べると明らかだろう。
- ⑦ 船岡誠「栄西における兼修禅の性格」(前掲)は、栄西の叙任を僧細制の地綏に求めるが、重源等の著名な勧進聖や他の通世僧に同様の現象がみられない点からすると、妥当な理解とはいえない。
- ⑧ 栄西が権律師になったのは建永元年十月から建暦元年八月の間に絞られる(『東大寺大勧進文書集』の研究(前掲)一八三頁参照)。
- ⑨ 拙稿「(重源遺産)その後」(前掲)。
- ⑩ 建保三年十月十五日太政官符案には「法橋上人位行勇」(建保四年)五月二十四日左大史小槻国宗書状案には「庄嚴坊律師御房」とあり、この間に任官したことが分かる。なお、建保四年八月六日將軍源

実朝家政所下文案には「法橋行勇」とみえるが、これは当該文書が前年の官符の施行文書であるため、官符の記載を故意には改められなかったことによると考えられる（『東大寺大勸進文書集』二〇・三〇・三十一号）。

⑩（天福二年）五月四日尊性法親王書状（真経寺所藏法華経紙背文書、『鎌倉遺文』四六六〇号）など。

⑪ 宝治元年七月十四日長楽寺持住職補任状（長楽寺文書、『鎌倉遺文』六八五四号）。

⑫ 永村氏は大勸進と幕府の関係を強調しているが、ここに幕府の意向が働いていたとみることも十分に可能である。

⑬ 拙稿「(重源遺産)その後」(前掲)。

⑭ 貞永元年七月三日後堀河天皇禱旨案（「口宣證旨院宣御教書案」）。

⑮ 貞永元年七月二十八日関東下知状案（『東大寺大勸進文書集』六三三号）。

⑯ これに関連する史料として、『黄葉記』寛元四年四月一日条・同十二年条・同十七日条・閏四月二十八日条・五月二十一日条も参照。

⑰ 「山口県史」史料編中世一。

⑱ 吉川聡・小原嘉記「東大寺大勸進文書集」の書誌的考察」（『南都仏教』九一号、二〇〇八年）では、「東大寺大勸進文書集」に隆禪・定親関係の文書が含まれないことについて、非建仁寺僧という点に理

二 大勸進円照と造営料国

円照は三論宗の東大寺学侶の家に生まれ、二十一歳の時に父嚴寛の死に遭って「世業」を厭い遁世した。兄には同じく遁世して東大寺真言院・新禅院を再興した聖守がおり、弟には「世業」を継いで三綱・五師になった賢舜がいた^①。以下では、こうした一族関係も念頭におきながら円照期の特徴を探っていくことにしたい。まず本章では造営料国に関する円照

由を求めたが、むしろ彼等が大勸進ではなかったからと捉えるのがより合理的な解釈といえるだろう。

⑲ 寛元元年五月十二日関東下知状案（『東大寺大勸進文書集』一一二号）。

⑳ 任初の殺生禁断令では、朝廷で周防・肥前の二通分の官宣旨が作られた場合でも、幕府は一通の関東下知状で施行を行っている（『東大寺大勸進文書集』一一一・四三・四七号）。また、国務関係でも両国を一通にまとめた関東下知状を下していることが確認できる（『東大寺大勸進文書集』一一号）。

㉑ 隆禪と高野山金剛三昧院については、原田正俊「高野山金剛三昧院と鎌倉幕府」（大隅和雄編『仏法の文化史』吉川弘文館、二〇〇三年）参照。

㉒ 結果として円琳と隆禪の不和は起こってしまった。その原因は、「庫蔵」検封（a）や「造寺用途」（b）とある点からすると、造営料国の富の配分が問題の根底とあったと思われる。貢納物を調備する側と運用する側の矛盾がこのような形で顕在化したのだろう。そこには造営料国にちなむそれぞれの得分（權益）に対する意識のズレも存在していたと考えられる。

㉓ 建長三年二月十八日東大寺衆徒等解案（『春華秋月抄草』廿五紙背文書、『鎌倉遺文』補一四八二号）。

の措置からその特質をみることにしよう。

① 修造活動への参画

大勸進としての円照の功績については、弟子の凝念が著した「東大寺円照上人行状」に次のように述べられている。

正嘉元年丁巳之冬、補_二造東大寺大勸進職、于_レ時三十有七、即_二企造堂、作事无_レ絶、任十四年、国務静謐、至_二禅林寺法皇在位御曆文永七年庚午、辞退上表、十四年間所_レ造寺宇、三面小子房之内二面半、二月堂、法華堂拜殿、戒壇西室七間、鐘樓、千手堂、又惣寺処々修理、三面僧房内作、如是等事不能_二具載

ここでは円照が活発な造営活動を展開したかのように讃えられているが、しかしそもそも大勸進とは先の貞永元年後堀河天皇綸旨にもあるように、金堂（大仏殿）を中心とした講堂・塔・三面僧房等の伽藍中枢施設の造立を主務としていたであり、その他の雑多な堂舎は基本的には任務外であったと考えなければならぬ。円照の就任時には金堂・講堂・三面僧房・中門・廻廊・南大門・東塔が既に完成しており、主要な造営事業は前任までではほぼ終了していた。残る建物は西塔・食堂くらいであったが、円照はそれらに着手することなく、専ら小規模な堂舎の修造等に携わるのみであった。客観的には造営事業は何の動きもみせていなかったといわざるを得ないのである。

では、大勸進円照に対する称賛は凝念の眞面目であったかという点、必ずしもそうとはばかりはいえないところがある。例えば寺僧等が円審の時のように造営活動がないことを問題視した様子は一切見受けられず、それどころか円照は長期にわたって大勸進を務めている。その背景には寺僧の支持があったとみるのが自然であるが、それは円照が造営料国からの貢納物を「惣寺処々修理」に充てるようにしたことと関係しよう。寺家が担当する日常的な寺内の修造は、鎌倉中期には修理用途の欠乏などで十分に行えない状況にあったが、十三世紀後半になると堂舎の修理や圍垣の修築が大勸進の主要な任務として定着していく^②。つまり、ちょうど円照期に造営料国の正税等を修造活動に充当することが制度化されていった

とみられるのである。^③ 大勸進の自由裁量下にあった造営料国の収益を、造営以外の面で恒常的に寺内に還元していくシステムを構築したところに、円照に対する寺僧の期待と支持の理由があったといえるだろう。

② 周防国与田保の寄進

造営料国の収益に関する円照の措置はほかにもみられる。一つは、「有_レ限之造寺料所」とされる周防国与田保を正元年中(一二五九―六〇)に三面僧房学生供料所に寄せ置いたことが挙げられる。三面僧房は建長六年(一二五四)頃にほぼ完成し、本僧房衆(三面僧房衆)という寺僧組織も成立していたが、円照は「悲_レ無_レ学侶依怙_ニ而為_ニ仏法興隆_ニ、申_ニ寄僧坊止住之学侶得_ニ」^(分脱カ)せたという。^④ 仏法興隆の基盤となる東大寺の人法繁昌のために、造営料物を僧物にすり替えることが行われたのである。学侶の資縁となる供料の充実は寺僧集団にとって最も望ましいことであり、円照は造営料国を知行する立場からその富の一部が直に寺僧集団に還元されるように処置し、彼等の期待に応えたわけである。人法そのものに配慮を示す態度はこれまでの大勸進にはみられなかった特徴といえる。^⑤

しかも、この与田保の寄進には裏があった。時代は下るが永和二年(一二三六)十月に大法師俊賢が与田保新僧坊供納所得分を新助成方に沽却した時の売券に次のようにある。

右、件納所職者、祖父賢舜法眼自_レ拜_レ領、院宣之以来、三代相伝之所職、由緒異_レ他者也、依_レ之供料所下四分一分_ニ預支配_ニ、令_ニ領納_ニ之条、実以無_レ相違、雖然依_レ有_ニ要用_ニ、限_ニ直錢陸拾貫文_ニ、相_ニ副次第之証文_ニ、永代所奉_ニ沽却新助成方也、但於_ニ親父法眼之讓状_ニ□一紙之讓与、他事相交之間、不_レ及_ニ副渡之_ニ、令_ニ毀_ニ破彼所_ニ了、^⑥

ここにみえる賢舜とは「世業」を継いだ円照の弟のことである。彼が拝領した院宣とは円照が与田保を三面僧房に寄進する際に奏聞を経て申し下した後嵯峨上皇院宣とみて間違いないだろう。その内容は同保を三面僧房領とし、賢舜の別相伝を認めたものであったと推定される。つまり、円照は一族に対する利益轉旋を行っていたことになるのである。賢舜は同

じ時期に美濃国西部莊・摂津国長洲莊・伊賀国黒田莊の預所としても現れ、寺領経営に長けた人物であったことが知られる。彼の子孫は乾方（乾殿）と呼ばれて寺内で納所的な活動を展開するが、その前提に賢舜が作り上げた経済基盤があったことは疑いなからう。そうした点で、円照は一族の家業確立に一役買ったということができるのである。

いずれにしても、〈造営料国の収益Ⅱ造営料〉という原理原則を破棄し、寺僧への分配用途としてその財源を融通化させる道を拓いたことは、以後の東大寺と周防国の関係においても重要な起点になったと思われる。

③ 周防国大前新莊（植松原郷）の寄進

このほかにも同じような事例を拾うことができる。大前新莊（同莊内植松原郷）のケースである。植松原郷は一宮玉祖神社が鎮座する宇大崎の佐波川を挟んで対岸に位置しており、鎌倉期には大前新莊と呼ばれる玉祖社領の莊域に含まれていた。同莊は先の貞永元年後堀河天皇綸旨の新立莊保の中にみえるように、行勇期に造営期間を限って国衙に返付され、造営料所として大勧進の管下に置かれることになった。しかし、玉祖社側も膝下所領を容易に手放すはずはなく、行勇没後には国衙との間で相論が頻発する係争地になっていた。この相論は「且以貞永 綸旨、雖備寺家之規模、彼以後度々被付社家畢」とあるように、概して社家側に有利に推移しており、東大寺としても何らかの方策を廻らして国衙領として維持する必要が生じていた。

そうした中で、大勧進円照は寺家の期待に応じる形で大前新莊を寺領として安定化させるための策を講じた。

植松間事、賢舜所帶文書正文等、備 叡覧候了、為別相伝之地、可為鎮守八幡宮領之条、証文分明歟、然者任申請、可被下 院宣也、且守美相上人寄附之例、建治三年被出避状之上者、御所存定不可有子細歟之由

御気色所候也、仍執達如件、

弘安五年

八月十二日

参議頼親

東大寺大勸進上人御房^⑭

ここで窺覽に備えたときされる賢舜の所持する正文とは、同年の十月八日付の院宣に「周防国植松原郷、為_二当寺鎮守八幡宮領、賢舜法眼得_二円照上人讓、多年已知行」とあることから分かるように、賢舜が円照から入手した公驗類で、植松原郷（大前新莊）を鎮守八幡宮に寄進し、賢舜の別相伝とすることを認可した文書であったと考えられる。円照は貞永元年に造営のために国衙に付けられた大前新莊を、東大寺鎮守八幡宮の神領に名目替えすることで東大寺領として永続化させる根拠を作り出し、それに乗じて賢舜に経営を委ねるよう工作して別相伝領を創出したのである。

実際、東大寺は大前新莊を回復していたようである。

玉祖社申周防国大前新莊事、重寺解 奏聞候了、此事如先度被_二仰下候、社家所申不_二背理致歟、且以_二貞永 繪貞、雖_二備寺家之規模、彼以後度々已被_二付_二社家畢、然而被_二留_二植松原於国衙者、為_二折中之 聖断、且被_二優_二一寺之齋訴也、^⑮

これは文永十一年（一二七五）からそれほど隔たることのない時期に発給された亀山上皇院宣の一部である。ここでは玉祖社が訴人になっていることから、文永年間頃には社家が同莊を知行できずにいた様子が知られる。院宣によると、この時の社家の訴訟は大方その言い分が認められたようであるが、大前新莊の全てを東大寺から取り上げてしまうと寺家の鬱訴になるだろうからとして、折中の儀をもって植松原郷を国衙に留めるといふ聖断が下されたことが分かる。東大寺は大前新莊から植松原郷へと権益が縮小する代わりに、寺領としての安定性を確保することに成功したわけである。

ただ、この院宣で植松原郷が国衙に付けられている点には注意しなければならない。それはすなわち、同郷が国司_二大勸進の管下に入ることを含意するからである。そうなると大前新莊を別相伝領としていた賢舜にとつては重大な問題だったはずである。そこで注目されるのが先掲の弘安五年八月院宣にみえる「且守_二実相上人寄附之例、建治三年被_二出_二避状」という記述である。建治三年（一二七三）という円照・賢舜の兄である聖守が大勸進に就いた年である。つまり、これは大勸進聖守が円照に倣って建治三年に大前新莊（植松原郷）を賢舜に去り出し、改めて彼の権益を保護する措置をとった

ものと捉えられるのである。大勸進の立場を利用した円照・聖守と賢舜による兄弟間の連携をみることは容易いだろう。^④

以上のように、円照は東大寺の領有権を固めるために大前新莊の性格を造営料所から神領（鎮守八幡宮領）に変換した。造営料国の収益を直接的に寺家用途に還元するべくトルは与田保と共通するもので、寺僧等の意にかなう勸進的な行為であったといえるだろう。また、それに便乗する形で一族に利益供与を行った点でも与田保と同様の構図がみとれる。正税を部分的ながらも寺内財源化していくような勸進的行為と、それが縁故関係とも連動していたところに大勸進円照の特質があったといえるだろう。

④ 目代および検非違使

円照期の造営料国の収益をめぐる動きについては、国衙関係の所職についても注意すべき点がある。「周防国吏務代々過現名帳」によると、大勸進聖守の時に助法眼賢舜が目代に就いていたことが知られるが、大勸進円照の目代の一人としてみえる「助公」も賢舜であった可能性は高いのではなからうか。^⑤ そう考えると、円照が与田保や大前新莊を賢舜に付与したことも、全くの私的な行為であったのではなく、目代に所領経営を任せるといふ公的な理由付けのもとでなされた処置であったと理解することも可能になる。つまり、目代の立場を利用しつつ別相伝領が形成されたといえるのである。

このように目代という国衙関係の所職を通じて造営料国内に得分を固めるあり方は、むしろ円照・聖守・賢舜兄弟の提携という特殊事情によるところが大きいのであるが、ただこれ以後に国衙領公文職・保司職等が個々の寺僧得分（公私得分）として設定（＝充行）されるような状況を勘案すると、^⑥ 国衙関係の所職を介して造営料国に寺僧得分が析出されていくといったパターン自体は一般に認め得るものだと思う。円照期はその点においてまさに端緒的な位置にあったと考えられるのである。

それをよく示すのが、円照の時に初めて周防国に検非違使が設置されたことである（「周防国吏務代々過現名帳」）。むしろ、

同国にはこれ以前からも検非違所は存在しており、ここで新規に管内を巡察する組織が作られたわけではない。では、この検非違使設置の意味は何かということになるが、恐らく大勸進周辺の人物に検非違所を知行させて、その収益の大方を留守所（在庁機構）から切り離して得分化させることであつたのだと思われる。つまり、造営料国の権益に預かることのできる新たなポストが一つ形成されたということである。

鎌倉期に検非違使に就いた人物は、「周防国吏務代々過現名帳」をみる限り、僧侶・俗人の双方がみえ、十四世紀初頭には清寛・聖尊といった東大寺衆徒の名も確認できる。特に聖尊の場合に明らかのように、僧侶が造営料国の富を求めて大勸進と結託する状況は十三世紀末には惹起しており、そうしたことが正応四年（二二九一）末の周防国庁放火事件とその後寺内混乱の原因になっていた。もちろん円照が僧侶のために検非違使を設置したということにはならないが、南北朝の正税配分状に「同六石^{（正米）} 仁井令以下^{（仁井令以下）} 検非違所得分、但錢足 尊勝院卿公」とあるように、^② 検非違所得分はやがて寺僧用途に固定化していった。円照による検非違使の新設という措置が寺僧得分の生成に帰結したといえるのである。その点において円照は造営料国の富を寺内諸衆の得分として再配分する仕組みの祖型と契機を作ったと評価することも可能になると思う。

以上、円照期に特徴的な施策を四点にわたつてみてきた。彼の就任時には既に主要な伽藍施設は再建が終わっており、造営料国の富を如何に再配分するかが改めて重要な課題になっていた。そうした中で円照は〈造営料国の収益⇨造営料〉という原則を転換し、正税等を修造用途に充当したほか、さらに寺家用途・寺僧得分にも振り分けていく道を拓いたのである。これによって造営料国の財源は大勸進に委ねられた外在的なものから、寺家にとって内在的なものへとその位置付けを大きく変化させていくことになった。鎌倉末期に惣寺が正税等の運用に主体的に介入するようになる事態も、そうしたことの延長上に現れたものである。

なお、以上のような寺家用途・寺僧得分への処置は、円照の視線が東大寺の人法に向けられていたことを示している。ここに従来の大勸進とは異なる旧専寺僧としての円照の立ち位置がよく表れているが、しかし大勸進円照の立場をそうし

た一般論に帰すだけでは不十分である。彼の勸進行為では縁故関係と連動した性質がみられたように、その活動には所縁の人々との関係に大きく規定される側面があったと考えられるからである。次章では大勸進円照を取り巻く状況からその行動の本質を探ることにしたい。

- ① 円照の一族関係や本章で述べる事柄については、既に久野修義「中世寺院の僧侶集団」(『日本中世の寺院と社会』塙書房、一九九九年)に優れた叙述がある。本稿では大勸進という側面から眺めることでそれらを再構成してみた。
- ② 正応二年正月十八日東大寺修理新造等注文(成巻本東大寺文書、『鎌倉遺文』一六八五八号)。
- ③ 十三世紀後半の勸進所の機能は、前掲注②文書の差出にある造東大寺大行事・油倉沙汰人によつて担われていた。そうした体制の起点は油倉を戒壇院の傘下に置いた円照期であつたと想定される(永村眞「東大寺勸進所の創設と諸活動」(前掲著書取載)。円照期の方式が十三世紀後半のあり方の直接の前提になっていたとみなし得る。
- ④ 年未詳七月十八日東大寺本僧坊年預快云書状案(東京大学法学部所蔵東大寺文書、『鎌倉遺文』一三二一五号)。
- ⑤ 正応六年六月美濃国大井荘下司鶴菊丸申状案(東大寺文書、『鎌倉遺文』一八三三七号)。
- ⑥ 人法については、久野修義「仏法と人法」(『史林』九〇巻五号、二〇〇七年)。
- ⑦ このほか円照は別当聖基に勧めて、寺務得分である大井荘榎戸郷を学侶衣服料に寄せている(前掲注⑤文書)。
- ⑧ 永和二年十月七日大法師俊賢等納所得分売券(東大寺文書、『南北朝遺文 中国四国編』四三〇八号)。
- ⑨ 久野修義「中世寺院の僧侶集団」(前掲)。
- ⑩ 玉祖社と国衙の相論については、島山聡「東大寺の国衙領支配について」(『民衆史研究』四九号、一九九五年)。
- ⑪ 年未詳十月五日亀山上皇院宣案(京都大学総合博物館所蔵東大寺文書、『鎌倉遺文』一一七二六号)。
- ⑫ 弘安五年八月十二日亀山上皇院宣案(東大寺文書、『鎌倉遺文』一四六八五号)。
- ⑬ 弘安五年十月八日龜山上皇院宣案(東大寺文書、『鎌倉遺文』一四七一六号)。
- ⑭ 前掲注⑩文書。
- ⑮ 玉祖社が訴訟を起こすタイミングという点から推考すると、大勸進の交替があつた建治三年の可能性が高いと思う。
- ⑯ 弘安五年は大勸進が聖守から弟子の聖然に交替した年である。前掲注⑫文書もそうした交替の動きに伴う混乱から申し下された可能性があるだろう。
- ⑰ 永村眞「東大寺大勸進職の機能と性格」(前掲)。
- ⑱ 延慶三年十二月十五日東大寺年預所下文案・同四年二月九日東大寺年預所下文案(東大寺文書、『鎌倉遺文』二四一四二・二四二〇六号)など。
- ⑲ 建保六年八月二十三日周防国主西園寺公経下文案(『大日本古文书 東大寺文書之十六』八〇一〔二〕号)。
- ⑳ この点は大所領「重任名」の成立にも連関するものと考えられる。詳しくは別稿を期したい。

② 松岡久人「鎌倉末期周防国衙領支配の動向と大内氏」(竹内理三博

読史会、一九五九年) 参照。

士遼曆記念会編『莊園制と武家社会』吉川弘文館、一九六九年、藤

② 正平十五年十二月日大前船差衙支配状(東大寺文書、『南北朝遺文

書進「鎌倉末期周防国衙の一動向」(京都大学文学部『国史論集I』

中国四国編』三〇九三号)。

三 聖守の勸進活動——円照期の基調とその背景——

円照の活動は大勸進期も含めて基本的に寺外のもが多く、寺内については戒壇院関係を除くと十分には捕捉し難いところがある。一方、舎兄の聖守は自身が大勸進に就く遙か以前から寺内での勸進活動を展開していたことが知られる。一見すると対照的な二人であるが、比較的史料に恵まれた聖守の活動をみていくことで、円照の行動の本質についても一定の見通しが得られるように思う。以下、『東大寺統要録』にみえる聖守の活動(表3)を軸に、円照・聖守兄弟の東大寺における活動の特性を明らかにしていきたい。

① 三面僧房

円照が完成して間もない三面僧房に学生供料所として与田保を寄進し、賢舜に管理させたことは既にみたが、実は聖守も三面僧房とは深い関係をもっていた。

正嘉元年(一二五七)五月、本僧房衆によつて四聖講が開始された^①。これは四聖(菩提僊那・行基・聖武天皇・良弁)の恩徳に報謝し、一寺の仏法を興隆させるために行われた講問であるが、聖守はその始行にあたって「小捧物」を送り(g)、仏事の運営を助成したのである。これは何も突発的な援助というわけではない。なぜなら、前年の建長八年(一二五六)に聖守の発願で四聖御影図が作成され、三面僧房に安置されていたからである(e)。四聖講の創始と聖守の間には緊密な関係があったとみるべきだろう。本僧房衆の修学活動の本格化に際して、円照の即物的な人法支援と聖守の勸進という

表3 『東大寺統要録』からみた聖守とその周辺の活動

年	事 項	大勸進	別当	
a 仁治3年(1242)	定親、新院を建立【仏・院】	円琳	定親	
寛元4年(1246)		×		
b 宝治3年(1249)	新院談義の開始【仏】 定親、知足院を興行【院】	慶鑿		
c 建長2年(1250) 建長3年(1251)		円審		
d 建長6年(1254)	聖守、真言院を再興【院】	了心		
e 建長8年(1256)	聖守、四聖御影図を作成【仏】	円照		
f 正嘉元年(1257)	聖守、四聖講に小捧物を送る【仏】			
g 同上	聖守、知足院で中論講説を開催(円)			
文応元年(1260)	聖守、東寺舍利を真言院で供養【供】			宗性
h 弘長元年(1261)				
i 弘長3年(1263)	聖守、西南院を建立【院】		聖基	
j 文永元年(1264)	聖守、三面僧房で法花疏談義を開催【仏】			
k 文永4年(1267)	聖守、新院と西南院を相博【院】		定濟	
l 同上	聖守、新禅院で中疏論講説を開催【院】			
m 文永6年(1269)	定濟、西南院新房十講を開始【仏】	円爾		
n 文永7年(1270) 文永8年(1271)	定濟、西南院を院祈願所に申請【院】			
文永10年(1273)			道融	
建治2年(1276)			聖兼	
o 建治3年(1277)	聖守、唐禅院を再興【院】	聖守		

太字が聖守の活動。細字は関連事項。

【 〃 】は出典。供：供養篇 仏：仏法篇 院：諸院篇
(円)は「円照上人行状」より補入。

連携が窺えるのである。両者の行動は相互補完的に機能していたといえることができるだろう。このほかにも聖守と三面僧房の関わりを見て取ることができる。彼は文永元年(一二六四)に三面僧房四聖院において法花義疏談義を行った(j)。四聖院という場所へのこだわりが看取できるが、それとともに注目したいのは談義を始めた意図である。

当寺建立之後、雖被崇八宗之教法、天台・法相削名、三論・花嚴纒弘、其中於三論宗者、尋本院之学窓、僧正隱遁之後、伝法永絶、訪新院之論場、院家破却之間、談義吞聲、法輪已止、宗教欲廢止、因茲且為伝三論之宗旨、且為弘一乘之教意、屈智舜大徳、令始義疏談義、(『東大寺統要録』仏法篇)

ここで聖守は三論宗の興行のためにこの談義を行ったと述べている。文中の僧正とは元東大寺別当の定親、新院は定親が三論修学のために建立した院家を指す(a)。新院は建長八年五月に興福寺西金堂衆によつて切り払われており、そこで行われた仏事も退転していた。そうした中で聖守が三論宗の興行を図ったのは、彼が三論宗の学侶の家に生まれたことが大きいだろう。かつ、それが三面僧房で行われているのは、円照・聖守の本僧房衆に対する勸進が三論宗の興行と連関していた可能性を示唆している。三面僧房と三論宗の関係については、三面僧房に大和国窪莊を寄進した聖徹が三論宗徒であった点からも窺える。^③つまり、円照・聖守兄弟は三論宗を基底にして三面僧房と繋がりをも有していたといえるのである。そのようにみると、大勸進円照に関連して三論宗徒である賢舜が現れるのも、単なる兄弟間の癒着というだけではなく、三論宗を基軸にした彼の勸進のあり方の一種の表れとして捉えることも可能であると思う。

② 三 論 宗

では次に、その三論宗^④という側面から聖守の活動を概観してみよう。聖守は東大寺真言院・新禅院を再興したこと(d・k・l)で著名であるが、新禅院が定親建立の新院の跡を襲ったものであるように、三論宗との関係はやはり深いものがあつた。先の三面僧房における法華義疏談義に請じた光明山寺の智舜も三論の明哲として名高い人物であり、聖守はこれ以外に正嘉元年の知足院における中論疏講説(g)や、文永四年の新禅院における同疏講説(l)にも智舜を招いている。聖守の三論宗に関する教学活動が、特に智舜という碩学を通じて行われていた特徴が看取できる。

この智舜との関係は単に聖守との間で個人的に結ばれたものではなかつた。実は若き頃の円照は「宗在三論、随智舜大徳、獲入三宗旨」とあるように、智舜に付いて三論宗を学んでいたのである(円照上人行状)。文永六年に円照が智舜を戒壇院に招いて三論講説を行ったのもそうした師弟関係によるのだろう(円照上人行状)。そうなると三論宗の学侶の道を行っていた聖守も、弟の師である智舜と全く無接触であつたとは考えられない。円照・聖守兄弟と智舜の交流はこ

うした交衆時代に培われたもので、遁世後もその縁が彼等の教学活動を要所で支え続けていたのである。

以上のごとく円照・聖守の三論宗への関わりは遁世後も一貫しており、智舜との交流に示されるようにその教学的基盤は概ね共有されていた。三面僧房に対する両者の相補的な勧進も、こうした共通する学問的素地に基づく共鳴的な行為であったとみることも可能だろう。

③ 別当定親

ところで、三論宗との関連でいうと別当定親と聖守の關係にも触れないわけにはいかない。例えば前述した聖守主権による正嘉元年の中論疏講説の開催場所は知足院であったが、同院は建長二年に定親が清浄の地に定め、その多大の援助により浄行僧の房舎として造作された所である。こうした定親に由緒深い院家での講経は、やはり偶然なものとはいえない。この点は先にみた四聖院における文永元年法花義疏談義（一）の史料を注意深くみていくと、さらに明確になる。

聖守は東大寺の三論宗が衰廃してしまうという危惧からこの談義を開催したのであるが、その背景には定親の隱遁（寺務退任）と新院の破却という出来事があった。ここで注意すべきは、定親と三論宗衰退の因果關係である。なぜなら東大寺で三論宗といえは定親や新院よりも、まずは本所東南院のことが想起されるべきだからである。それなのにここでは敢えてこのような見方がなされているのである。これには定親の過去の経歴が關係している。

元仁二年（一二三五）に東南院主定範が傾滅した後、同院主職をめぐって仁和寺道深法親王と東南院僧徒の間で大きな対立が惹起した^⑤。次期東南院主として同院に入室していたはずの定親であったが、この混乱により東南院は定範門弟の道快が相続することに決まったのである。しかし、定親は天福二年（一二三四）になって道深法親王や別当定豪と連携して院務を掌握しようと動き出した^⑥。そのため彼は東南院の主流派から濫行者として訴えられ、結局東南院を追われ、師定豪のいる関東に下ることになったのである。こうした経緯から定親と東南院の間には深い溝が存在していたわけである。

そうすると、定親が別当に就いて行つた新院造立、三論宗興行の意味も明白だろう。宝治合戦に連座して鎌倉から京に拠点を移した定親が宝治三年(一二四九)に始めた二季七十日の新院談義は三論一宗の衰微を歎いてのものだったが(b)、それはつまるところ東南院とは別に三論の新拠点を寺内に創出し、自らがその主導権を握ることに目的があったと考えられるのである。文永元年の法花義疏談義(j)における聖守の三論宗衰廢の危懼は、明らかに定親との強い結び付きを背景にした意識だといえる。実際、遁世前の聖守は定親の別当初任吉書日記を記録するなど、学侶時代から関係性を有していたようである。聖守の三論宗に関わる活動は定親与党の立場で展開していたことに留意する必要がある。

翻つて円照・聖守の三面僧房に対する勸進を考えるに、その底流に三論宗興行の動きがあったことは既にみたが、そこに別当定親の積極的な働きかけをみるのもそれほど困難ではないだろう。定親にとつて本僧房衆を興して人法繁昌・教学振興を達成することは別当としての誉れであり、かつ寺僧集團の支持を取り付けて寺内での主導権を確保するのにもプラスに働いたはずである。また、三面僧房という止住・修学の場を整えることは、東南院とは距離を置いた三論宗の興行という彼の構想にも適う事業であつたといえる。一方、円照・聖守にとつても定親との連携は、自身の宗教的営為Ⅱ勸進活動をスムーズに遂行する上では好都合であつた。このような両者の思惑の重なりの中で、聖守を媒介にして別当定親と大勸進円照の結合があつたとみるのも十分可能だと思ふ。大勸進としての出発時点におけるこうした状況は、円照の活動を大きく規定する条件になつていたと考えられる。

定親は文応元年(一二六〇)に別当を退き、文永三年には入滅してしまふが、それでこの関係の枠組みが消滅してしまつたわけではない。別当は宗性・聖基と続いた後、文永四年四月に定済が就任した。そうした時に聖守は自身が所有する西南院敷地と、定済が定親から受け継いだ新院旧地との相博を行つたのである(k)。それは新院旧地が「寺中之屏所、強非寺門之莊嚴」で、西南院敷地が「南大門之脇、大仏殿之前、当寺眼目掲焉之院家」であつたことによる。この相博によつて定済は西南院を新院の旧燈を受け継ぐ三論・真言兼修の院家として整備していった(n)。

一方、交換相手の聖守も「先師定親僧正」の素意を達するため、新院（新禅院）に智舜を招いて中論疏講説を行った（一）。まだ西南院の建物は未完成で、定済が新院に入って寺務を執っていた時期である。この相博・講説・三論宗興行が定親の路線に沿って、定済・聖守の協調下で行われたものであるのは明白である。定親・聖守の連携は、別当定済と聖守の提携として再び形をなしたわけである。

こうした聖守と別当であった人物との有縁関係は決して過少にみるべきではない。その関係が兄弟へと拡張的に波及する面もあったと思われるからである。例えば別当定済は、地頭代との相論が激化する中で一貫して賢舜を美濃国西部莊預所に登用していたし、^⑧遡っていえば、与田保・太前新莊の賢舜による別相伝のケースも円照の独断だけでなされたとは考え難く、別当定親（あるいは定済）の了承を取り付けて行われていた可能性は高いだろう。

さらに推測すれば、了心没後、円照に大勧進の白羽の矢が立ったこと自体にも定親の意向が働いていたとみる余地は十分にあると思う。非建仁寺禅僧から大勧進を選ぶという大転換が割とすんなり進んだ裏には、やはり別当定親の政治工作があったとみるのが自然だろう。大勧進円照の登場は、定親と聖守の有縁関係から帰結する最も象徴的な出来事であったと評価することも可能かもしれない。

以上のように、聖守の活動を通じて浮かび上がってくる円照期の特質は、三論宗興行と別当定親との有縁関係^⑨という互いに連関する二点に集約できる。大勧進円照の人法への視線はこうした特定の要素に規定されていたといえるのである。そうした意味で、正税等（造営料物）を修造用途のみならず寺家用途・寺僧得分にも変換した円照の措置は、旧専寺僧の立場に基づくという以上に、もっと政治的な背景を有していたと考えなければならぬ。つまり、円照と定親の有縁関係があつて初めて、造営料国の財源としての位置付けに大きな転回が起り得たということである。

① 久野修義「中世東大寺と聖武天皇」（前掲著書収録）。

② 「諸集」〔大日本仏教全書 東大寺叢書第二〕。

③ 建長六年一月日聖敕寄進状（保井芳太郎氏旧蔵文書・堂本四郎氏所蔵文書）。誤解を避けるために付言しておく、ここで三面僧房が三

論宗で占められたと述べているのでは、もちろんない。

④ 中世東大寺の三論宗については、永村真「鎌倉時代の東大寺三論宗」〔史艸〕四〇号、一九九九年。

⑤ 事件の具体像については、平雅行「定家と鎌倉幕府」(大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』清文堂、一九九八年)、遠藤基郎「鎌倉中期の東大寺」(論集 鎌倉期の東大寺復興)東大寺、二〇〇八年)参照。

⑥ 天福二年五月二十八日東大寺三論宗僧綱等申状(東大寺文書、『鎌倉遺文』四六六号)。

⑦ 薬師院文書(『兵庫県史』史料編中世五、二五頁)。

⑧ 文永四年十月日西郡莊地頭代伊藤行村陳状案。(文永六年)西郡莊預所賢舜重申状土代(東大寺文書、『鎌倉遺文』九七九二・一〇五一六号)。

四 「関東止住名譽僧」の出現——むすびにかえて——

以上の検討を通じて、東大寺大勸進の変容過程における円照期の位置付けはかなり明確になったと思う。その概略は次の通りである。

① 栄西・行勇門弟による造営利権の占有が、一時的に崩れ、別当定親の国務という異例の事態が現れた。これを契機に造営料国の財源としての意義に改めて注目し始めた東大寺の主體的な動きが、円照のような存在の登場を必然化させることになった。

② そうした中で大勸進に就いた円照は、寺家・寺僧の期待に応える形で〈造営料国の収益⇨造営料〉という原則を転換し、正税等の貢納物を修造用途に充当する体制を定着させたほか、さらそれを寺家用途・寺僧得分にも振り分けて

⑨ 遁世僧は寺院社会(交衆)との縁を切ることで、昇進のための修学活動や寺僧役などのしがらみから離れて「自由」な宗教活動を行うことができていた。そうした意味で彼等は「無縁」な存在であったといえる(網野善彦著作集第十二巻 無縁・公界・楽 岩波書店、二〇〇七年)。しかし、それによって彼等は自身の身体と繋がる社会一般との縁を切ったわけではない。「無縁」論が析出する自由・平和の問題は、苛酷な社会状況に規定された人間(集団)の対自化・社会化の問題との連関において歴史的に捉えられなければならない。

⑩ 定親の寺務期間と円照期の重なりが短いことは、この際問題にはならない。それは結果論に過ぎず、定親による円照の引き抜きが何よりも重要だからである。また、定親が寺務を離れても、定親や定済に連なる寺僧(三論宗徒等)の支持は存在していたらうから、有縁関係が全く消滅してしまうことはなかっただろう。

いく流れを基礎付けた。

③ このような人法への視線は従来の大勸進にはなかった円照期の特質である。ただし、それは別当定親との有縁関係とそれに連関する三論宗興行という特定の要素に規定される側面を有していた。そうした点で、円照期の画期的位置は定親との有縁関係という特有の条件に導かれて顕現したものといえるのである。

では、円照期に始まる造営料国と東大寺の関係性の深化は、その後どのような展開をみせたのだろうか。以下、寺僧との関係を軸に鎌倉後期の大勸進・造営料国をとりまく状況を展望することで、本稿のむすびとしたい。

まず一点目に注目したいのは修造料物をめぐる動きである。当時、修造実務を實際に担っていたのは造東大寺大行事であった。大行事とは大勸進に代わって勸進所を統括するようになった者の称で、鎌倉中期以降に存在が確認されている。^①修造体制の再編があった円照期頃に設置された可能性が高いだろう。^②その大行事の主要な役割は、大勸進から送られてきた料物（造営料国からの貢納物）を寺内において差配することにあつた。しかし、それは大行事の手許に処分可能な用途がプールされることにも繋がつた。修造用途の私的運用や流用は当時一般的なことであり、そのような修造利権を占有できなかった大行事の周辺には、その分与に預かろうとする寺僧グループが形成された。^③こうした富をめぐる動きは、その確保をめぐって必然的に確執を生み出すことになり、寺僧間あるいは寺僧・大勸進間の対立を引き起こす原因になったと思われる。次に二点目として指摘したいのは寺僧への郷保充行である。国衙領を寺僧得分に割く措置がいつまで遡るかは正確には不明であるが、永仁五年（一二九七）正月に寺僧がその禁止を起請している^④、十三世紀後半には既に行われていたと思われる^⑤。円照期の賢舜にその先蹤を求めるとも可能かもしれない。いずれにしても、円照期以降に大勸進との個別の関係を寺僧が造営料国に得分を形成することが起こっていたわけである。^⑥これにより寺僧と大勸進の癒着は構造化し、その結果、得分に預かった寺僧は見任の大勸進を支持し、そこから離れた一群は大勸進職の競望者（所望仁）と結んでこれに対立するといった構図が現れるようになった。^⑦郷保充行は寺僧と大勸進の癒着・対立を同時に引き起こし、寺僧集

団の分裂を惹起させる波瀾要因になったといえるのである。

以上の二点からも分かるように、円照期より始まった造営料国の収益を寺家・寺僧に還元する体制は、それが寺僧等の望んだものであったにも拘わらず、寺僧集団の分裂・対立を先鋭化させ、寺内情勢を不安定にしていた。そして、そうした造営料国の富をめぐる相克によって蓄積された矛盾が一挙に爆発したのが、正応四年(一二九二)末の周防国庁放火事件とそれに端を発する寺内抗争であったといえる。

この一連の事件は前任の大勸進である聖然の返り咲きを狙う聖尊等の寺僧と、見任の大勸進円乗を支持する大行事玄寛のグループとの反目を軸に展開したものであるが、そもその遠因は玄寛の過去の行動にあった。彼は聖然が大勸進であった時に、大行事が有する修造利権の確保や拡充を企図し、聖然から円乗へと大勸進の交替工作を行ったのである^⑧。その点で国庁放火事件は聖然派が仕掛けた再度の交替工作であったということができる。ただし、それはもはや騷擾行為へと過激化しており、さらにその後の両派の寺内における対立も武力抗争にまで発展していった^⑨。造営料国の富をめぐる対立は実力行使を伴う深刻な事態へと立ち至ったのである。

こうした危機を受けて東大寺が選択したのが、いわゆる「関東止住名譽僧」の大勸進であった。これは混乱の原因である大勸進と寺僧の構造的な癒着を断ち切ることを目的にしたものである。国庁放火事件が収拾した永仁元年に大勸進忍性が登場することの意味はこうした点にある。さらに、忍性の任中に物寺では「又自当勸進并勸進代之手、雖為錢米之類、雖為料木之類、其外雖為何色之物、不可取続勞、又雖為郷保一所、不可得之」という起請が行われた。料物の得分化や郷保充行の全面禁止という最も厳しい自己規制が採られたのである。

しかし、冷静にいうならばこれらは国庁放火事件からくる反動以外の何物でもなかった。寺僧等がいったん手にした權益をやすやすと手放してしまったとは考えられず、現に十四世紀にも寺僧の「公私得分」は保障されている^⑩。一時的に自己規制の極へと針が振り切れはしたが、それも暫くの時間をおいて元の方向に戻って行ったというのが実情といえる。た

だし、それによって国庁放火事件以前と同様の状態に回帰したのでは意味がない。そこで寺僧集団の対立・分裂を回避するために現れたのが惣寺による統制であった。

こうして寺内対立に対する一種の反動から要請された「関東止住名譽僧」の大勸進を経て、十四世紀初頭には惣寺が造営料国の富に主体的に介入するようになる。ここに惣寺と大勸進の対立という新たな状況が生成していくのである。

① 永村真「東大寺勸進所の創設と諸活動」(前掲)。

② 第二章注③参照。

③ 大勸進円乘の「党類」とされる衆徒等は、実質的には大行事玄寛のグループに重なる集団といえる(正応五年五月日聖尊等申状、東大寺宝庫文書、『鎌倉遺文』一七九〇一号)。玄寛については後述。

④ 永仁五年正月十六日東大寺衆徒等起請(狩野亨吉氏蒐集文書、『鎌倉遺文』一九二五七号)。

⑤ 弘安七年十一月日東大寺三綱等注進状案(遠藤基郎「筒井寛秀氏所蔵文書」所収の弘安徳政関連文書)〔南都仏教〕七六号、一九九九(年)では周防国について、「代々前々勸進等、割分国領等、号三土居門田充行之間、造寺料闕乏、尤可被改付于国方者哉」といわれている。寺僧への郷保充行ではないが、大勸進が公物の減少を気に懸けず個別的に国領の充行(給免)を行っていた様子が知られる。なお、この時の大勸進は聖然であるが、円照の後に大勸進になった円爾・聖守・聖然はいずれも彼の人脈に連なる人物であり、円照からこの間は一続きの時代として理解できる。「代々前々勸進等」が彼等

あった可能性は高く、郷保充行を考える上でも参考にならう。

⑥ 円照期以前にも大勸進周辺の人物に造営料国の得分が充て行われることはあったかもしれないが、ここではそうした知行国一般のシステムを述べているのではなく、寺僧が造営料国との関係を持つようになるという点に重心がある。

⑦ 前掲注④文書。

⑧ 前掲注③文書。

⑨ 前掲注③文書。

⑩ 延慶三年二月日東大寺衆徒等申状案(東大寺文書、『鎌倉遺文』二三九二四号)。

⑪ 前掲注④文書。

⑫ 第二章注⑧文書。

〔付記〕 本稿は平成二・三年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

(日本学術振興会特別研究員)

The Turning Point in the Role of the Tōdaiji Daikanjin

by

KOHARA Yoshiki

This article elucidates the changes in the circumstances of the *zōeiriyōgoku* 造營料国 (provinces supporting building and maintenance) and the Daikanjin 大勸進 (the officer in charge of “the great campaign” to support the temple) through an analysis of role of the Tōdaiji 東大寺 Daikanjin Enshō. 円照 An historical prerequisite for Enshō’s appearance as Daikanjin was the fact of the abbot Jōshin’s 定親 control of the *zōeiriyōgoku*, which was the impetus for the temple community to first become conscious of the wealth that might be obtained from the supporting provinces. Appointed to the office of Daikanjin, Enshō bore these expectations of the temple (*jike* 寺家) and he altered the principle that returns from the supporting provinces were to be used for temple operations and building, and instead not only built up a system in which the annual “rice” tax would be constantly allotted to the cost of repairs, but also began the practice of distributing it to the temple and individual monks themselves. If compared with the prior operation of the Daikanjin, these actions can be termed a major turning point in its basic character. Nevertheless, Enshō’s policy of supporting *ninpō* 人法 of Tōdaiji contains aspects that are undoubtedly related to the abbot Jōshin. In other words, the groundbreaking quality of the Daikanjin Enshō appeared as a result of their unique connection with Jōshin. The trend of having the wealth of the supporting provinces returned directly to the temple became standard practice in the latter half of the 13th century. However, profound splits among the monks began to brew within the temple as a result. The appearance of famous monks who lived in Kantō 関東止住名誉僧 as Daikanjin was a result of the discord and chaos within the temple.